
令和元年文部科学省令第三十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定する業務に係る財務及び会計に関する省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第五十八条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定する業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（区分経理の方法）

第二条 法第五十八条の二の規定により整理する法第三十五条第二項の業務に係る経理は、その他の経理と区分し、貸借対照表勘定及び正味財産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて整理しなければならない。

2 機構は、法第五十八条の二の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中法第五十九条第三項に規定する一般勘定において一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。

（検査職員の身分証明書）

第三条 法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、令和二年一月一日から施行する。

別記様式（第3条関係）

別記様式（第3条関係）

表面

	第	号			
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証					
職名及び氏名					
写 真		年	月	日生	
		年	月	日交付	
		文部科学大臣			印

裏面

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋	
第65条	主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2	前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3	第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第75条	次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
三	第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格B 7とすること。